

市民オンブズマンいばらき 県南ブロック発行
ブロック長：尾崎靖男（編集者：大谷まさひこ）
電話 0297-45-6473 Fax 0297-45-6645
eメール mmozak@apricot.ocn.ne.jp
ホームページ：市民オンブズマンいばらき「掲示板」にどうぞ

「市民オンブズマンいばらき」???②

夏号で確認したように「市民オンブズマンいばらき」は、ちょっと真剣な普通の市民の集まりで、行政のプロも訴訟のプロもいませんが、自分たちのまちを少しでもよくしたい・・・という強い^{おも}念いをもって行動しています。

私たちは、自分のまちを良くしたいと願う人々と情報交換し協力した方がより効果的な活動ができると考えて、会費制により運営しています。

したがって本会には、いろいろの会員さんがいます。いかに困難でも積極的に情報公開を求め、結果の如何によっては行政訴訟も辞さないベテラン実力派のメンバー、共通する思いをもつ仲間との会合を楽しみに集う人、対外的な活動には参加できなくても、市民オンブズマンの活躍を期待しバックアップしたいと考える方等々、いろいろの会員の力が集まって本会の活動は維持され、行政を改善しようとの努力が続けられています。

第2回 県南ブロック懇談会報告

さる7月31日(土)、ワークヒル土浦にて会員懇談会を行い10名の方が出席されました。この日のテーマ、「水道事業の問題点」が柏村忠志講師から報告されました。

【概要】茨城県の水行政：水道事業の問題点
○水道法は清浄かつ低廉な水の供給を謳う。地方公営企業法は、公正妥当・能率的経営の責任。
○水道事業の現状（土浦市の事例）
安全性の点、「高い料金」は契約水量と供給水量との差一日7,900トンの水余り。霞ヶ浦開発事業・八ツ場ダム・湯西川ダム負担金などの過大投資。

【料金の流れ】水資源機構⇄県企業局⇄水道事業者（市町村又は企業団など）⇄市民
○水道事業の広域化（県は、県南地域と県西地域の事業統合を推進する）デメリット：市町村独自性の消滅、料金値上げに結びつくこと。
○水余りなのに、ダム開発等の新たな水源開発に多額の予算を投入していること。県の外部監査が指摘したことを尊重するべきだ。

第3回「会員懇談会」のご案内

「市議会議員の待遇」とのテーマを、牛久市で行った議員報酬及び政務調査費の市民意識調査結果を基に、県内全市の議員報酬・政務調査費を“市民一人当たりの負担額”の視点で説明します。さらに市議共済年金・会議出席費用・海外視察支度料など、市議会議員（町村も類似でしょう）の財布を白日の下に晒します。

11月27日(土)午後1時30分～4時30分

竜ヶ崎市馴柴公民館 (Tel 0297-66-7324)

みなさんとの再開を楽しみにしています！

私の入会動機

土浦市在住 石川克子さん

今から6年前の'98年、私は土浦市の外郭団体が主催する視察旅行に参加させていただきました。メンバーは市職員1名と女性8人で、その構成は一般公募が私を含めて3人、5人は各女性団体からの推薦ということでした。

5泊7日の日程で行き先はデンマーク及びスウェーデンで、目的は男女共同参画社会に関連する関係諸団体との交流や、高齢者福祉施設等の視察でした。

4ヶ月弱の事前研修が行なわれ、視察先から戻っては事後研修、パネル展示を行い主催者への報告会を行いました。その後、報告書の作成に更に4ヶ月を要しました。正直に申し上げますと、一連の視察活動よりも、帰国してから行った作業のほうが大変でした。

平均して週1回の集まりをもち、6月に始まり全てを終えたのは翌年の3月でした。

確かに団体の研修には、それなりに学ぶものが沢山ありましたが、変な疑問が残りました。

視察研修後に、市の担当が一連の会計報告書を見せてくれたのですが、メンバーの回し読みだったのでメモを取ろうとしたら、「それは止めてください」といわれたのです。私は高いレクチャー代等々を不審に思いました。

視察費用は一人約40万円で、半額を自己負担し、税金から20万円の補助金です。どうして担当者は、参加者一人一人に会計報告書を配らなかったのか？ 会計の詳しい説明もなしでした。そうした態度が納得できないことから、全てが終わった後に、私にとって初めての情報公開申請をしました。

それがきっかけになり、行政のお目付け役と言われるオンブズマンに入会しました。

県南ブロック会員アンケート結果報告

8月に実施のアンケート調査結果を報告します。
 資料送付会員数：56 回答の返送者数：19
 回答された比率：33.9% ご協力に感謝します。

1 入会の動機

- ①いろいろの疑問を感じて○一人では心細いので○知恵や力を借りたいと思い○具体的な事例に直面して等 8
- ②住民の力で行政を良くしたい○不正な公金支出を正すため○連帯を求めて 5
- ③知人、友人に誘われたから 3
- ④市民にとっても必要な活動と考えて 3

2 オンブズマン活動への感想

- ①よくやっている○多忙なのによく活動してくれて感謝等々の評価する意見 9
- ②改革にも様々な価値観があり難しい○開かれた会になっていない等の指摘 4
- ③他の自治体の様子がよく分かり比較できて楽しい等 3
- ④膝が悪く会に出席できず申し訳ない等 2

3 会への要望（「特になし」1名の他全員）

- ①活動内容への注文 ○国→外郭団体→県→市町村の補助金の流れへの取組み○行政法関連の相談○もっと専門的集団に○もっと専門家会員と支援者が増え重厚な活動ができるようになれば○オンブズマンの理念を忘れずに。税金が最小のコストで最大の効果を上げるように取組む○会員の小さな力を束ねて作り上げる発想が欲しい○目標の位置をもっと下げる○身の丈にあった活動 8
- ②会員に向けて ○インターネットのサイトの充実。更新をこまめに。文章による情報発信に力点を○会員同士の交流向上、会員懇談会参加者増加策○もっと情報発信を○実働会員の幹事化。幹事50人を目標にして 4

③会員増策 ○会員を増やすような宣伝普及活動が必要だ（特にアイデアはないが）○会の活性化と新メンバーの発掘のため幹部が休眠会員尋ね直接対話しては 2

④その他 ○もっと上手なPRを○一般県民に関心を持ってもらうには？○結果を新聞等で取り上げて貰えるように○忙しくて参加できず、退会すべきかと思うが未だ踏ん切りがつかない○一生懸命やっている○行政が情報を公開できるような社会にしたい（そうすれば）ごまかしをやれないことになる 7

4 情報公開請求の経験

「ある」12 「ない」7

【トピックス】 県南ブロック土浦のメンバー殿岡哲雄さんが県議会に提出した請願書が採択。提案と同じ内容の意見書が国会と政府に出されます。

「たばこの吸殻の投げ捨て防止を求める意見書」

茨城県では、良好な生活環境を保全するため、「地球環境保全条例」を制定し、環境保全のための行動を率先して推進するとともに、条例に基づき「ごみ散乱防止基本方針」を定め、たばこの吸殻を含むごみの投げ捨て禁止の実践活動を促進している。

また、県内多くの市町村においても「ごみ散乱防止に関する条例」を制定し、たばこの吸殻の投げ捨てを禁止しているところである。

しかしながら、喫煙者のマナーの欠如により、道路など公共の場所における

るたばこの吸殻の投げ捨ては、依然として後を絶たない状況にあり、これを防ぐには、喫煙者一人ひとりの意識高揚はもとより、たばこの吸殻の投げ捨てはしないという自覚と行動につながるようなより実践的な取り組みが必要である。

ついては、喫煙者のマナー向上を図るため、左記事項について要望する。

たばこの箱や小売店の店頭、たばこ自動販売機に「喫煙マナーをまもり、吸殻のポイ捨ては絶対にしてはいけない」旨の表示をするよう日本たばこ産業株式会社に指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成十六年 月 日

茨城県議会議員 海野 透
 (宛先) 衆議院議長・参議院議長・財務大臣

【会費納入のお願い】恐れ入りますがまだ納入されていない方は、下記の郵便振替口座に振込んでください。
 加入者名「市民オンブズマンいばらき県南ブロック」No.00160-8-134920

編集後記
 狂気のような夏も去り待望の秋、自然の偉大な営みに感心していたら、日本はまるで災害列島のようになってしまった。

台風の惨禍や大地震で被災されたみなさんに心よりお見舞い申し上げます。

一方、県南の温暖さ災害の少なさに、何にも感じることの頃です。

(大谷)